

富士宮市文化財保存活用地域計画〈概要版〉

1. 文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）は、地域内の文化財の適切な保存と活用の推進のため、その方向性と取組の内容を示すマスタープランかつアクションプランです。

『富士宮市文化財保存活用地域計画』（以下、本計画）は、将来にわたって市域における文化財の保存・活用を図るため、中・長期的な観点から目指す方向性や取組の内容を示すものです。そして、文化財の所有者や行政のみならず、市民一人一人や民間組織など、多様な人材が参画して地域の文化財を社会全体で継承し、将来にわたって持続的に活用していくことを目指します。本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度（2026～35）までの10年間です。

本計画では、指定等文化財などに加え、法律や条例によって指定等されていない未指定文化財、さらにこれらにあてはまらないものの、本市の歴史文化を理解する上で欠かせないもの（＝その他の文化的所産）も含めて「文化財」として捉え、適切に保存・活用していきます。

本計画における文化財

文化財保護法が規定する文化財（指定等・未指定）

文化財保護法の6類型の文化財	
有形文化財	建造物・美術工芸品
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など
民俗文化財	有形の民俗文化財 無形の民俗文化財
記念物	遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村など

埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財

文化財の保存技術

文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術など

その他の文化的所産

伝承 屋号
方言 ことわざ
民謡 唱歌
郷土の偉人・本市で活躍した芸術家の事績・逸話
地域の記憶
など

2. 富士宮市の文化財

現在、把握している本市の文化財の件数及び内訳は次のとおりです。（令和7年（2025）3月現在）

【指定等文化財】有形文化財 54 件、民俗文化財 3 件、記念物 31 件の合計 88 件

【未指定文化財】有形文化財 1,269 件、無形文化財 1 件、民俗文化財 4,202 件、記念物 426 件
文化的景観 8 件、その他の文化的所産 372 件 合計 6,278 件

主な指定等文化財



主な未指定文化財



3. 歴史文化の特性

本市の歴史文化は、富士山の南西麓の広い裾野で富士山や天子山地・富士川などの自然と人々が共存して形成されたものです。本市にとって富士山の存在はかけがえのないものであり、富士山の火山活動によって育まれた土壌や湧水などと共に生きてきました。また、富士山への畏敬の念による信仰や、自然の恵みを活かした産業、災害対応、生活向上を目指す取組を通して歴史文化が生まれました。

また、富士山や周辺の山々との地理的環境に制約された道や川は、山梨県方面と東海道をつなぐ経路として利用され、本市は人と物の行き来の要所として、様々な歴史が繰り広げられました。

本市に暮らした人々は、日々富士山との関わり、想いをもちながら生活してきました。そして、富士山を目指す人々の交流の中で、本市独自の歴史文化を育んできました。本市の歴史文化の特性を次の5つのように捉えます。

1 富士山と生きる歴史文化			
(1)	富士山に祈る	<ul style="list-style-type: none"> ■噴火への畏怖と遥拝 ■江戸時代の庶民の富士登拝 ■富士山の神仏 	<ul style="list-style-type: none"> ■興法寺と修験者たちの活動 ■明治時代以降の富士登山と信仰 ■富士山に関わる寺社の祭礼
(2)	富士山の自然と生きる	<ul style="list-style-type: none"> ■富士山の恵みと生きる 	<ul style="list-style-type: none"> ■富士山の災害と生きる
(3)	富士山の麓を拓く	<ul style="list-style-type: none"> ■用水路の開削と新田開発 ■土壌を活かした農業・産業 	<ul style="list-style-type: none"> ■朝霧高原の開拓
2 道と交流がはぐくむ歴史文化			
(4)	陸の道と交流がはぐくむもの	<ul style="list-style-type: none"> ■交通の要衝 ■明治時代以降の交通の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ■街道沿いに伝わる古文書・石造物 ■人の交流と民俗行事
(5)	川の道と交流がはぐくむもの	<ul style="list-style-type: none"> ■富士川舟運(タテ渡し)と富士川渡船(ヨコ渡し) ■水難者を悼む 	

富士山と生きる歴史文化

富士山はその厳しい自然ゆえに、人々から畏敬の念をもって信仰の対象とされてきました。そして、その周辺地域では自然環境と調和した独特の暮らしが育まれています。富士山は保水力の乏しい土壌を形成し、地下に浸透した雨水は溶岩の末端で湧水として現れます。そのため、富士山の豊かな水資源は、湧水を水源として用水を開削し、耕地を開墾した先人たちの労苦によって市内各地に行き渡るようになりました。今日ある山麓の生活と産業は、このような自然環境と向き合い、共存してきた人々の努力の賜物だといえます。



遥拝所(山宮)



村山浅間神社(村山)



狩宿発電所第二堰堤(上井出)



朝霧高原の人口草地(根原)

道と交流がはぐくむ歴史文化

富士宮市は縄文時代から連綿と続く人と物の交流の歴史をもちます。縄文時代の遺跡からは、伊豆諸島の神津島・長野県の霧ヶ峰・伊豆半島の天城山などで産出する黒曜石が出土しています。縄文土器は関東・中部山岳・東海地方の影響を受けた文様のものが出土しています。弥生時代になると東海西部地域をはじめとした、近畿地域、北陸地域などの土器が多く出土し、東海西部地域の文化の影響を受けた周溝墓が作られます。こうした交流がどのようなみちを介して行われたのかは明らかではありませんが、残されたものは交流の歴史を示しています。

鎌倉時代以降、市域には周辺地域をつなぐ幾筋もの水陸の道が確認できます。道沿いには往来のために造られたものや歴史的な出来事の痕跡が残り、また周辺地域と人と物の交流が盛んになったことにより、様々な歴史文化がはぐくまれました。



「大宮町鉄道馬車会社発着所」の碑(弓沢町)



川供養(内房尾崎)

4. 目指すべき将来像と具体的な措置の例

【目指すべき将来像】

「富士山とともに生きる富士宮の歴史文化に誇りを持ち、守り、未来へ活かす」

基本方針1 掘り起こす(調査・研究)	基本方針2 守り伝える(保存・管理)	基本方針3 誇りを持つ(周知・理解)	基本方針4 未来へ活かす(活用)
<p>方針の例</p> <p>方針①-A 地区や内容に偏りがないよう、計画的に市内の文化財の把握調査を行う。</p> <p>方針①-B 市史編さん事業などや住民からの聞き取りを通じて全体像の把握を進める。 など</p>	<p>方針の例</p> <p>方針② 指定等文化財に対する計画的な整備事業と、周辺環境を含めた指定等文化財の保存を推進する。</p> <p>方針⑥ 適切な保存を図るための施設を整備する。 など</p>	<p>方針の例</p> <p>方針① 文化財見学のイベントや歴史講座、身近な場所での展示会などを開催することで、多くの市民が文化財に触れあう機会を増やす。</p> <p>方針② 本市の歴史文化について、既存の様々な媒体・事業を通して市民への積極的な情報発信に取り組む。 など</p>	<p>方針の例</p> <p>方針① 文化財の魅力を体感できるまちづくりを目指し、歴史的風致の維持・向上を図るとともに、文化財活用のための基盤整備を進める。</p> <p>方針③ 市民や地域の文化財など関連団体と連携・協働を強化する。 など</p>
<p>措置の例</p> <p>2 類型別把握調査の実施 把握調査が必要な文化財について、学識者との連携により詳細調査を実施する。</p>  <p>3 富士宮市史編さん事業(継続) 旧市史や県史などで把握した古文書・歴史資料の現況調査・詳細調査を行う。また、市民から寄せられた情報などに基づき、把握調査を継続する。</p> 	<p>措置の例</p> <p>22 国史跡「富士山」整備事業(継続) 重点 保存管理計画・整備基本計画などに基づき、浅間大社・村山浅間神社・人穴富士講遺跡・山宮浅間神社の整備事業を進める。</p>   <p>42 (仮称)郷土史博物館整備事業 重点 指定等・未指定を問わず、所蔵する文化財や寄託を受けた文化財を適切な温度・湿度のもと管理が可能な収蔵庫を備えた博物館を整備する。</p>	<p>措置の例</p> <p>43 文化財見学イベントの開催(継続) 本市の文化財を直接見て触れるきっかけを作り、市民の関心を高めるため、歩く博物館をはじめとした文化財を巡るツアーや遺跡の発掘調査現場、文化財の修理・整備現場、無形の民俗文化財の見学会・説明会などを開催する。</p>  <p>51 WEB などメディアを活用した情報発信(継続・強化) 市の公式HPやSNSを利用して、富士宮の歴史文化の魅力を継続的に市民へ発信する。</p> 	<p>措置の例</p> <p>56 中心市街地における世界遺産を活かした賑わいのあるまちづくり 『富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想』に基づき、浅間大社を中心とするエリアにおいて市街地整備を進める。</p>   <p>71 博物館・大学と共同の文化財調査・刊行事業 重点 博物館・大学などと本市の文化財を調査し、調査成果について、連携して周知事業を実施する。</p>

5. 関連文化財群

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を、ストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。この設定により、未指定文化財についても、法・条例などで既に保護が推進されている指定等文化財と共にまとまりを持って扱うことができ、ストーリーの構成要素としての価値づけ・措置が可能となります。

1 修験集落「村山」

古より信仰の対象として畏敬された富士山。平安時代後期、噴火が収まった富士山で修業することで特別な力を得ようとした修験者は、興法寺（現村山浅間神社・大日堂、以下同）を活動拠点と定め、室町時代後期には富士登山者（道者）を山頂へいざなうようになりました。江戸時代を迎えると、村山に定住した修験者によって、興法寺がある集落「村山」は修験者が多く住まう特異な修験集落となります。



開山祭

2 富士山の清流が織り成した近代産業

江戸時代以前から豊富な水で山裾の生活を支えてきた富士山。明治時代、その水は水力によって産業振興を目指す者たちの志に応え、製紙（近代洋紙）・電気事業を発展させました。さらに大正時代にはその水は本市を製糸のまちへ発展させ、昭和時代には全国三番目の官営養鱒場を本市へ誘致し、周辺地域の発展をもたらしました。現在も市内各所に関連する文化財があり、歴史に触れることができるとともに市民の生活を支えています。



白糸発電所



養鱒景観



富士宮の酒

6. 文化財保存活用区域

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域です。

「浅間神社周辺区域」

本区域は富士山信仰の拠点である浅間大社を中心とし、甲斐国（山梨県）と駿河国（静岡県東部）を結ぶ交通の要衝にあたることから、街道や鉄道沿線に市街地が发展し、人や物資の往来が盛んに行われてきました。

また本区域は富士山の伏流水の恵みを受け、特別天然記念物「湧玉池」を水源とする神田川など水の豊かさを感じる地域固有の景観がひろがるとともに、水を利用した産業が発展してきました。



富士山本宮浅間大社(宮町)



湧玉池



富士曼荼羅図

富士宮市文化財保存活用地域計画〈概要版〉

2025(令和7)年 12月 認定
2026(令和8)年 3月 発行
発行・編集 富士宮市教育委員会文化課
〒418-8601 富士宮市弓沢町 150



令和7年度文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)